

申請書類及び添付書類一覧（提出部数・・・各2部）

種 類	添 付 書 類	備 考
標識（お知らせ） （様式第9号）		・事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示してください。
標識設置届 （様式第10号）	（1）標識を設置した場所を明示した図面 （2）標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	
説明会開催報告書 （様式第12号）	（1）説明会で配布した資料 （2）近隣住民等の範囲を示す図面及び対象者名簿 （3）説明会出席者名簿 （4）議事録	
意見の概要を 記載した書面	意見書の写し	
協議状況報告書 （様式第13号）	（1）意見書の写し （2）見解書の写し	
事業計画届出書 （様式第1号）	（1）事業者及び工事施行者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書 （2）事業区域の登記事項証明書及び公図 （3）事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 （4）事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第2号から第11号に該当しない者であることを誓約する書類 （5）事業区域の位置を示す図面 （6）土地利用計画平面図 （7）造成計画平面図及び断面図 （8）排水計画平面図及び断面図 （9）擁壁の背面図及び断面図 （10）再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図 （11）維持管理に係る計画書（様式第2号） （12）立地環境に関する概要書（様式第3号） （13）事業区域の求積図 （14）流量計算書 （15）再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が電気事業法の基準又は当該基準を満たすものに準じる基準に適合していることを証する書類 （16）事業計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面 （17）事業の施行に必要な法令及び他の条例の許可の取得状況が分かる書類 （18）その他市長が必要と認める書類及び図面	・事前協議において、協議先関係部課（追加必要部数）は当課より指示します。 ・（1）及び（2）については、発行後3か月以内のもの ・（2）～（10）及び（16）については、別紙にこれらに明示する事項等をまとめたものがあります。 ・代理人による申請の場合は、委任者の署名又は記名押印による委任状を添付してください。
審査指示事項回答書 （様式第6号）	審査指示事項にどのように対応するかが確認できる書類	

許 可 申 請 書 (様式第 14 号)	(1) 事前協議書の添付書類 (1) ~ (19) (2) 事前協議終了通知書の写し	手数料・・・3万円
許 可 標 識 (様式第 20 号)		・事業区域内の公衆の見やすい場所に掲示してください。
搬入車両への標示	文字の規格・・・日本産業規格 Z8305 文字のサイズ・・・140ポイント以上（搬入車両である旨） 90ポイント以上（許可事業者の氏名）	
着 手 届 出 書 (様式第 21 号)	(1) 許可通知書の写し (2) 標識を設置した場所が明示された図面 (3) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	
完了（廃止）届出書 (様式第 22 号)	(1) 工事写真（各工程写真） (2) 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 (3) 事業区域の位置を示す図面 (4) 土地利用計画平面図	・再生可能エネルギー発電設備設置事業を完了（廃止）日から10日以内に提出

別紙：様式第1号の添付書類に明示すべき事項等

添付書類の種類	明示すべき事項
<p>(3) 事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面</p>	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置工事に係る資金計画書 ・ 融資証明書又は残高証明書 ・ 納税証明書（法人税、所得税） <p>工事施行者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の許可証の写し ・ 納税証明書（法人税、所得税） ・ 事業者と工事施行者の契約書の写し又は見積書
<p>(4) 事業者及び工事施行者が条例第14条第2項第2号から第11号に該当しない者であることを誓約する書類</p>	<p>条例第14条第2項（抄）</p> <ul style="list-style-type: none"> (2) 心身の故障により事業を適切に行うことができない者として規則で定めるものである場合 (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合 (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合 (5) 森林法、農地法、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、景観法その他生活環境の保全を目的とする法令及び条例で規則で定めるものの規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない場合 (6) 条例第21条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない場合 (7) 事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）である場合 (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当する場合 (10) 申請者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において「役員」という。）又は第11条の届出の日前5年以内に当該法人の役員であった者が第1号から第8号までのいずれかに該当する場合 (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する場合
<p>(16) 事業計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面</p>	<p>ア 事業区域に係る土地の所有者（抵当権者）の同意書</p> <p>イ 排水を既設水路等に排水する場合はその水路管理者等の同意を証明するもの</p> <p>※アについては、土地の所有者（抵当権者）の実印による押印と印鑑証明書の添付をしてください。</p>

添付図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(2) 事業区域の公図	ア 事業区域を朱枠で明示 イ 道路は赤、水路は青で色塗り ウ 事業区域に係る土地の地目、地積、所有者名		発行後3か月以内のものを添付すること。
(5) 事業区域の位置を示す図面	ア 方位 イ 事業区域を朱枠で明示 ウ 目標となる施設(道路、河川、公共施設等)の名称 エ 既設消火栓、防火水槽等の消防水利施設から120メートルの範囲	1/2500	都市計画図の白図
(6) 土地利用計画平面図	ア 方位 イ 町、字の境界及び名称 ウ 土地の地番及び形状 エ 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 オ 再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 カ 変電設備の位置、形状、寸法 キ 緩衝帯の位置、形状、寸法 ク 再生可能エネルギー発電設備周辺や事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ケ 事業区域に接する道路の幅員及び形状 コ 送電に係る電柱の位置 サ 低木等の位置、高さ、樹種 シ その他災害を防止するための施設の位置	1/500以上	
(7) 造成計画平面図	ア 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 イ 切土、盛土の施工範囲 ウ 擁壁の位置 エ 排水施設の位置及び流下方向並びに進入路の位置 オ その他災害を防止するための施設の位置	1/500以上	1 断面図を作成した箇所に平面図と照合できるように記号等を付すること。 2 造成を行わない場合は、その旨を表示すること。
(7) 造成計画断面図	ア 施工前後の地盤面 イ 切土、盛土の範囲 ウ 切土、盛土の高さ及び勾配 エ 擁壁の位置 オ 排水施設の位置 カ その他災害を防止するための施設の位置	縦断面図 縦 1/200以上 横 1/500以上 横断面図 1/200以上	土地の形状が分かるように縦断面図、横断面図を作成してください。
(8) 排水計画平面図	ア 施設の種類、位置、寸法(規模)、勾配 イ 排水の流下方向 ウ 吐口の位置 エ 放流先の位置及び名称	1/500以上	排水の放流等にあたり、必要とされる許可等がある場合は図面上に位置及び内容等を明示すること。

(8) 排水計画断面図	ア 施設の種類、位置、材料、内寸法及び外寸法（規模）、勾配 イ 排水の流下方向 ウ 吐口の位置	1/50 以上	
(9) 擁壁の背面図及び断面図	ア 擁壁の高さ、寸法 イ 鉄筋位置及び間隔 ウ 水抜穴の位置、材料及び内径 エ 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項の基準に適合していることが分かるように図面等を作成すること。
(10) 再生可能エネルギー発電設備の構造図	ア 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 イ 変電設備の形状、寸法	1/50 以上	再生可能エネルギー発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付すること。
(10) 再生可能エネルギー発電設備の透視図（着色したもの）	ア 透視した方向 イ 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩 ウ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩	1/300 以上	

※上記図面の全てに、**タイトル、作成者、寸法、縮尺**を表記すること。また、記号を用いる場合は、凡例を付すこと。

※図面において、既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認すること。既存の資料がない場合、又は既存の資料が現況と相違する場合は、測量を行い図面を作成すること。

変更申請書類及び添付書類一覧（提出部数・・・各2部ずつ）

書類の種類	添付書類	備考
事業計画変更届 (様式第8号)	変更内容が確認できると図書等	
標識設置変更届 (様式第11号)	(1) 標識を設置した場所が明示された図面 (2) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	
事前協議取下げ書 (様式第5号)	取下げ理由書	
変更許可申請書 (様式第17号)	変更内容が確認できる図書	手数料・・・2万円